

税泉南 第1452号
平成26年9月18日

大阪府職員労働組合 府税支部
泉南分会 分会長 山崎 佳秀 様

大阪府泉南府税事務所
所長 原田 正之

要求書に対する回答について

平成26年8月25日付けで貴分会から提出のあつた要求書については、
別添のとおり回答します。

大阪府職員労働組合 府税支部 泉南分会 職場要求

要 求 事 項	回 答
1 分会との労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。労働条件等にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。	良き労使関係については、尊重してまいりたい。また、地方公務員法第55条第1項並びに労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例第3条に規定されている事項については、十分協議してまいりたい。
2 職場に矛盾と混乱を持ち込んでいる「相対評価」は中止すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクは撤回すること。	
3 同一職場に勤務する非常勤職員の労働条件は、職員の労働条件に密接に関連することから、その改善を行うこと。	
4 時差勤務を廃止し、勤務時間を拘束8時間とすること。	要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。
5 税務手当については、日額支給をやめ、税務職俸給表の適用、もしくは調整額に移行すること。また、府税事務所に勤務するすべての職員に支給すること。	
6 「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担軽減を図ること	
7 「税込確保対策」を名目とした労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税込確保重点月間」等での時間外勤務を強要しないこと。	労働強化・管理強化は行っていない。また、時間外勤務の強要も行っていない。
8 福利厚生充実、健康管理、衛生上から ①食堂の再開をはかること ②食堂の出入口及び階段に屋根を設置すること ③正面スロープに屋根を設置すること ④洋式トイレを増設するとともに男子トイレに自動水洗装置を設置すること。 本館1F身障者トイレの改善を図ること。 ⑤空調設備に不均等が生じた場合はただちに改善すること。	①平成25年5月から営業開始した先の食堂事業者が不採算を理由に平成25年9月末に撤退、再度の公募に応じた新たな食堂事業者も同様の理由で平成26年3月末に撤退した。平成26年度に入り公募内容を一部見直し再公募したが、応募者なしの結果となった。以上の状況から、現状では食堂の再開は困難である。 ②③④については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 ⑤職員の健康管理に配慮しながら点検・運転を行っているところである。
9 庁用自動車駐車場に防犯、劣化緩和のため屋根及び囲いを設置すること	要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。
10 VDT作業に適した机を全員に配置すること	要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。
11 時間外・週休日出勤の強要は行わないこと	時間外勤務及び週休日における勤務の強要は行っていない。
12 昼休み業務に従事した職員の代替休憩時間を保証するなど必要な措置を講じること	代替休憩時間の確保については、今後とも適切に対処したい。